

学籍番号： CD091002

新事業の社会的正当性  
企業家による制度環境への働きかけ

(要 旨)

一橋大学大学院商学研究科

博士後期課程 経営・マーケティング専攻

尾 田 基



## 本論の主たる論点

- ① イノベーションの中にはその法的位置づけが不明確なものが存在する。
- ② 企業家によってイノベーションが社会に対して提案されて初めて、イノベーションの合法性についての具体的な議論が可能となる。
- ③ 企業家は法制度の専門職（法曹関係者や行政の担当者）との対話を通して、新事業の合法と違法の境界を明確にしていく。
- ④ 法制度の専門職は、イノベーションの法的位置づけについて新たな争点や論点を独自に発見し創りだしていくことがある。
- ⑤ 新事業が法的正当性を確立するにあたっては、誰からどのように収益を獲得するのかという収益モデルが鍵となる。とりわけ、一時的に新事業を無料で提供するベータ版モデルは、反対する立場に対する牽制として機能することがある。

## 本論文の構成

本論は全7章・3事例からなる事例研究論文である。問題の設定や研究方法の紹介などの事例研究の準備を行った第1章から第3章、事例分析を行った第4章から第6章、論点の整理と今後の研究課題をまとめた第7章から構成されている。詳細な項目は以下の通りである。

### 第1章 問題設定

#### 第1節 問題設定

#### 第2節 本論の構成

### 第2章 既存研究の検討

#### 第1節 社会制度と社会における正当性

#### 第2節 法制度の特徴

#### 第3節 既存のイノベーション研究との対比

### 第3章 研究方法

#### 第1節 事例研究を採用する理由

#### 第2節 本論の方法論的前提

#### 第3節 用いたデータとその特徴

## 第4章 法的正当性の確立プロセス

### 第1節 対象の設定

### 第2節 事例の検討

### 第3節 議論

#### 補論 ゼンリンの全国展開

## 第5章 企業家の逸脱行動

### 第1節 既存研究の検討

### 第2節 線路敷設基盤問題の概要

### 第3節 有線ラジオ放送業界における無許可架線

### 第4節 問題の“教訓化”

### 第5節 議論

## 第6章 収益モデルと社会への牽制

### 第1節 新事業の正当化と収益モデル

### 第2節 資源依存論における外部資源

### 第3節 グーグル・ストリートビュー事業の正当性確立

### 第4節 類似のサービスとの比較

### 第5節 議論

#### 補論 グーグルと行政のコミュニケーション

## 第7章 論点の整理

### 第1節 各章の要約

### 第2節 法制度への働きかけを備えた新事業戦略論の構築に向けて

### 第3節 今後の研究の可能性

## 参考文献

## 各章の要約

### 第1章 問題設定

第1章では本論の検討する問題について具体例を交えて紹介した。イノベーションは社会的に新規性が高いものであるが故に、登場した当初はそのイノベーションが合法であるかどうか、法的位置づけが未確定であるという性質を備えている。企業家は新事業を推進するにあたって、新事業の社会的・法的正当性を獲得すべく働きかけをする必要に迫られ

ることがある。このような状況を想定した場合に、法制度は立法・行政・司法の様々な専門職によって維持されている社会システムであるために、企業家は、新事業を社会的に正当化するために、それらの専門職と交渉することで、新事業の合法的境界を明確にしておく必要がある。

新事業の法的正当化とでも称すべきこのような問題が存在することは複数の実務家が指摘しているし、ジョセフ・シュムペーターもまたそのような問題が生じうるであろうことを予言していたものの、これまでにまとまった研究領域としてこれまで検討されてきたわけではない。本論は、既存研究の検討と事例記述を通して、新事業の法的正当性が多くの未知の問題が残されている研究領域であることを明らかにするとともに、法的正当性の確立のために鍵となり得る要素についていくつかの仮説を提示していく。

## 第 2 章 既存研究の検討

第 2 章は、既存研究を検討し、本論の研究領域を明らかにするとともに、本論の依拠する法社会学の知見を紹介した。

社会制度は、処罰や利益などの外的なインセンティブによってその正当性が担保される場合や、倫理や規範などの内心に訴えることで維持される社会制度などに分類することができる。正当性の源泉に従って制度を分類することで、既存研究で考えられてきたイノベーションと社会制度の関係について一定の整理をすることが可能であることが示された。業界が自主的なルールを策定することによってイノベーションを加速させるように、社会制度がイノベーションを加速させることもあれば、既存の社会規範がイノベーションの普及を阻害する要因になることを指摘する研究も見受けられた。

しかし、法制度がなぜ制度としての強制力を保持できているのかという問題について検討してみると、法制度が制度として成立している源泉はひとつに特定しがたいことが明らかになる。人々が法を守る理由は人によって、また状況に応じて様々であるし、一方で法制度は一般に、法律を知ろうと知るまいと、国民個々の事情にかかわらず、国民全体に対して効力を発揮するからである。

法哲学者ハーバート・ハートは法制度を 1 次ルールと 2 次ルールの 2 種類のルールから成ると整理することで、自主的なルールや規範と法制度の違いを明らかにした。ルールをルールとして承認するルール、ルールを変更する手続きを定めた変更のルール、ルール違反を判定する裁判のルールが定められることによって、法制度は道徳や規範、倫理から切

り離された自己産出的な論理体系となる。また、2次ルールによって法制度は法的ディスコースを用いる専門職集団によって維持されている社会的プロセスとなる。このような専門職集団の存在こそが企業家と法制度の関係に関する議論を他の社会制度の議論と分かつ要因なのである。

### 第3章 研究方法

第3章では、第4章以降の事例分析に先立ち、事例研究法を採用する理由と、取り扱ったデータの特徴について言及した。

事例研究法による検討を進めた理由は3つある。第1に、事例研究法は直観に反する事例を採用することで新たな理論を構築できる可能性が高い方法である。第2に、事例研究では、調査を進める最中に調査設計に修正を加えることが可能であり、既存研究の少ない研究領域の開拓に適している。第3の理由として、本論の分析対象である法制度が多種多様な行為者に影響を及ぼすことから、多様な考え方の違いを厚い記述によって捉えていくことが適切であろうと考えられた。

本論における事例記述の目的は、行為主体が直面する状況や、行為の結果生じる帰結を理解・了解していくことにある。本論が扱う事例がなんらかの典型的なプロセスであることを示すことを目的としておらず、そのような「法則定立的アプローチ」と本論とは、認識論的・科学論的科学観において異なる前提に立っている。ただし、法則定立的なアプローチに立った事例研究法の教科書が要求する事例研究が満たすべき基準のうち、内的妥当性と構成概念の妥当性については説得的な事例記述を行うために満たすべきであると我々も考えている。

内的妥当性を満たすために、本論では事例記述中で想定される対抗仮説について検討する作業を行っている。構成概念の妥当性を満たすためには、それぞれのデータに生じうる偏りや不正確さを念頭に置き、必要に応じて複数のデータ源を付きあわせることで、一致した結果が出るかどうかを確かめている。

本論は法制度の分析を行うために各種アーカイバル・データを用いているので、資料と其特征をそれぞれ簡単に説明した。①法令文書、②判例、③国会会議録、④研究会資料の4種類について、それぞれの情報の入手方法について紹介した。

## 第4章 法的正当性の確立プロセス

第4章ではゼンリンの住宅地図事業をとりあげて、ゼンリンがどのように住宅地図の法的正当性を確立していったのかについて検討した。住宅地図は既に日本社会に定着した商品でありながら、2つの点でその法的正当性を確立するプロセスがあったのではないかと考えられた。

第1に、住宅地図は情報財であり、その有用性が明らかになれば、容易に模倣される可能性がある。労力をかけて居住者の氏名を一軒一軒収集したとしても、競合に複製されてしまつては事業が成立しなくなる。自社製品の法的権利をどのように認めさせてきたのか、そのプロセスを探索する必要があると考えられた。

第2に、各住居に住んでいる人の氏名は、プライバシーの権利という観点から考慮すると、取り扱いに注意すべき情報であろう。そのような情報をまとめた製品である住宅地図は、悪用される危険性や、苦情の申し立てが考えられ、その法的位置づけについて検討されたプロセスがあったのではないかと推測されたのである。これらの2つの問題に対してゼンリンがどのように取り組んだのかを検討した。

著作権法の文面を確認すると誰がどこに住んでいるという情報は事実の伝達として見なされることから、どれだけ労力をかけて集めようとも著作権法上の保護対象にはならない。住宅地図の著作権をめぐって積み重ねられてきた判例からは、地図の制作にあたってどのような点に著作者の創造性が確認されるかが争点となっていた。その結果、①外形の区割り、②調査地域、③居住者名の表記方法や略記法、④地番表記の詳細さの程度などに創造性が発揮されると判示された。これらの点について全く同一の複製をした海賊版のような製品に対しては自社の著作権の侵害を認めさせることができるものの、競合が自社の製品に追加調査を加えて出版した場合には、自社の著作権を主張できないことがあった。

プライバシーの問題は、近年個人情報保護に関する議論が高まりを見せるまでは、住宅地図事業の存続に大きく影響を与えていなかった。2000年頃から総務省において議論されるようになった個人情報保護法の法制化にあたって、ゼンリンは経産省を通じて自社事業の正当性を3つの理由によって主張した。第1に、住宅地図は社会的にすでに定着した実態のある製品であること、第2に、住宅地図が禁止されるようであれば流通業やインフラが混乱し、社会的デメリットが大きいこと、第3に、住宅地図の作製にあたって収集している情報はポストや表札などの公開情報であり、社会規範に反するような行為をしているわけではないことである。すでに住宅地図は産業インフラとして社会に定着していたため

にゼンリンは多様な説得方法を用いて自社の正当性を主張することができた。個人情報保護法の成立に際して、住宅地図は合法的な事業としてガイドラインに記載されるに至った。

住宅地図の事例の検討から明らかになったのは、企業家によってイノベーションが社会に対して提案されてはじめてその法的な位置づけについて具体的な争点を明らかにすることができるということである。その具体的な争点は、企業家が法制度の専門職との対話を通じて明確にされていく。住宅地図事業では著作権の主張できる範囲や、合法的な居住者情報の集め方が明確になっていった。

住宅地図の事例の検討では 2 つの問題が残された。第 1 に、住宅地図の正当性確立にあたっては、社会的なコンフリクトが発生したわけではなかった。住宅地図は徐々に営業地域や用途を拡大することで社会に定着した製品であり、法的な位置づけについて強く社会から合法性について疑義が生じたわけではなかった。新事業の推進に伴って社会的コンフリクトが発生した場合に、企業家と法制度の専門職とのコミュニケーションにどのような影響が及ぶのかという問題が残されているといえよう。

第 2 に、プライバシーの問題に対応する際の住宅地図事業は、すでに発明から 50 年が経過しており、元々の問題関心であった“新事業”の法的正当化の事例ではない。新事業のメリットが社会に広く認知されていない状況では、住宅地図のように多様な説得材料がないかもしれない。このような場合に企業家はどのように新事業の正当性を主張するのか。これらの 2 点について第 5 章と第 6 章で検討する。

## 第 5 章 企業家の逸脱行動

第 4 章で残された問題の 1 つは、権利の対立構造が社会的に広く知られるところとなった場合に、企業家と法制度の専門職のコミュニケーションにどのような影響が生じるのかという問題であった。この問題を検討すべく、第 5 章では大阪有線放送社の有線ラジオ放送における無許可でのケーブル架線を取り上げた。

事例の検討をはじめに先だって、線路敷設基盤問題の権利関係の問題を確認した。主な権利関係は 4 点にまとめられる。①電力会社と NTT が電柱を所有しており、電柱にケーブルを架線するにはまず所有者を確認して許可をとる必要があること、②架線の際には他企業とメッセンジャーワイヤー（吊線）を共有することが望ましく、その交渉は各企業と個別に行う必要があること、③電柱の利用許可とは別に道路の占有許可をとる必要があること、④電柱以外にも管路やマンホール、橋梁などの設備（これらを総称して、線路敷

設基盤と呼ぶ) を利用する必要がある、それらについてもそれぞれ許可をとる必要があること。このような煩雑な権利関係が有線ラジオ放送を阻害する要因となっていた。何よりも、線路敷設基盤の所有者には共架契約を結ぶ積極的な誘因は存在せず、契約を拒否されれば有線ラジオ放送などのケーブルを使う事業は成立しなくなる。線路敷設基盤は法制度による解放義務化が求められたと考えられる。

大阪有線放送社の創業者、宇野元忠は、無許可での架線によって有線音楽放送業界でのシェアを高めていった。正規の手続きに従っていると顧客との契約から放送の提供開始までに3ヶ月ほど時間がかかってしまい、顧客の要望に応えられないということが理由の1つであった。

不法な架線は1960年代の初頭から30年以上に渡り継続された。この問題は当事者である企業家の手を離れ、法制度の専門職同士の議論を通じて、問題が発見されたり、問題が作り出されたりしながら、その解釈は移り変わっていった。30年以上にわたる線路敷設基盤の議論は、①当事者らが冷静に問題の背景にある原因を理解した時期、②国会通信委員会の委員である国会議員らが大阪有線放送社の不法行為を追及する時期、③大阪有線放送社の経営者が2代目の宇野康秀に代替わりし、和解作業の進展と共に、線路敷設基盤の問題が行政の課題として認められる時期、の3つに区分できる。

法制度の専門職は、それぞれの職務の中で問題を発見していった。大阪有線放送社を弁護した弁護士は、電柱の所有者が独占的地位の濫用をしているという論点を提示した。国会議員の中には不当な競争環境に置かれた遵法的企業の立場を強調する議員が多かった。宇野康秀がFTTH事業に参入してからは大阪有線放送社の行動を評価する報道も見受けられた。事後的には明白な社会的逸脱と見なされるような行動であっても、その評価が社会的に構築され定着するまでには評価の揺らぎがあり、事業を正当化する余地があることが明らかになった。

## (第6章) 収益モデルと社会への牽制

新事業のメリットが社会に広く認知されていない状態でどのように企業家は新事業の正当性を獲得するのか。第6章では、正当性獲得の際に、事業の収益モデルの設計方法を工夫することで新事業に反対する立場の人々に対して牽制することができるという仮説を検討した。

本章では、近年のインターネット・ビジネスにおける無料でのサービス提供を行う事業

モデルを分類し、資源依存論の考え方にそって再解釈している。無料でのサービス提供を行う場合でも、全てのサービスを無料で提供しては事業として成立しない。そのため、無料でのサービス提供を行う事業は、無料市場とは別に資源調達を行う市場を持つ 2 市場モデルであると整理することができる。2 市場モデルは時間によって 2 つの市場を分ける①ベータ版モデルと、無料市場と資源調達市場をそれぞれ同時に追求するモデル群からなる。同時 2 市場モデルは、資源の調達先によって、②寄付を募るドネーション・モデル、③一部を有料サービスとしてユーザーに提供するフリーミアム・モデル、④広告を募り、広告料で運営する広告モデルに区分される。それぞれのモデルは無料ユーザーよりも資源提供者の要求に対して優先して応える必要が生じる。社会的正当性の確立にあたっては、資源の獲得方法を明示していないベータ版モデルが特に有効となる。

以上の理論的考察の例示として、第 3 節ではGoogleによるストリートビューのサービスについて紹介した。道路からの景色を 360 度パノラマビューで閲覧することのできるストリートビューが 2008 年 8 月に日本で公開されると、防犯上の懸念などを訴える声が全国各地で起こり、40 もの地方自治体が規制を求める声明を決議した。

ストリートビューを巡る議論の中でも、とりわけ法制度の専門職によって行われる議論に着目すると、比較衡量が行われることが多い。もたらされる社会的メリットとデメリットを比較することでストリートビューの是非が検討されるのである。このような比較衡量の議論において、ベータ版モデルによる無料でのサービス提供は効果的に機能する。無料で提供することによって多様な便益の可能性を広げるというだけでなく、収益の調達方法を明示せず、サービスの価値を曖昧にしておくことによって、反対する立場に「ストリートビューにはメリットが少ない」という主張を採らせづらくしている牽制効果があると考えられる。

確認のために、類似のサービスを提供している企業や提供できる可能性のあった企業、合計 3 社との比較検討を行ったのが第 4 節である。映像サービスによる収益の調達方法を明確化していたロケーションビューはデータ処理に対してコスト負担の大きい自己規制をかけていた。Googleよりも多様な事業提携を行っていて、サービス利用者からの直接収益を得ているヤフー・ジャパンは、そもそも参入しなかった。ヤフー・ジャパンの社長は、ストリートビューについて、法的リスクが高すぎると言及している。カーナビゲーション用の映像にストリートビューと類似の技術を用いているゼンリンも、直接データを顧客に販売することから、データを絵に加工し、起こりうるクレームを回避していた。Google

の本業は無数の広告主から得られる広告収入であり、例え反対する立場の市民が消費者運動を行ったとしても、グーグルの収益モデルはその影響を受けにくい設計となっていると考えられる。

## 第7章 論点の整理

3つの事例を通して得られた論点を整理し、あり得る今後の研究課題をまとめることが第7章の目的である。

第2節では、3つの事例で争点となった法的権利を5+1フォースの枠組みを用いて整理した。例えば、住宅地図の著作権が確立するかどうかという問題は、6フォースの「既存企業の対抗度」や「新規参入の脅威」に影響を与える要素であるといえよう。その他の問題は主に「売り手の交渉力」に分類される問題が本論の事例では多く見受けられた。住宅地図で収集する居住者情報や、第5章の線路敷設基盤、第6章のストリートビュー、いずれも事業の成立に必須となる“材料”に関する法的位置づけの争いであった。本論で扱わなかった「買い手の交渉力」や「代替品の脅威」、「補完財の有無」についても同様の争点となりうることを幾つかの例示によって示した。

第3節では、本論の主たる検討課題では無かったものの今後の研究テーマとなりうる論点を提示している。

- ① 法制度の専門職の職務上の目標や成果認識は、企業家やイノベーションに反対する立場の当事者らとは異なる可能性が高い。
- ② 望む改正を法律の文面に記述できるかどうか、という問題が交渉プロセスの細部を左右する可能性がある。
- ③ 技術の進歩は、法規制を回避・迂回するように方向付けられる可能性がある。
- ④ 企業家は各国の法を比較することで、新事業の導入戦略を構築できる可能性がある。法制度の専門職は、自国の法制度の方針について明確なシグナリングを行うことが望ましい。

新事業の法的正当性については多様な研究課題が考えられ、今後の研究蓄積が求められる。